

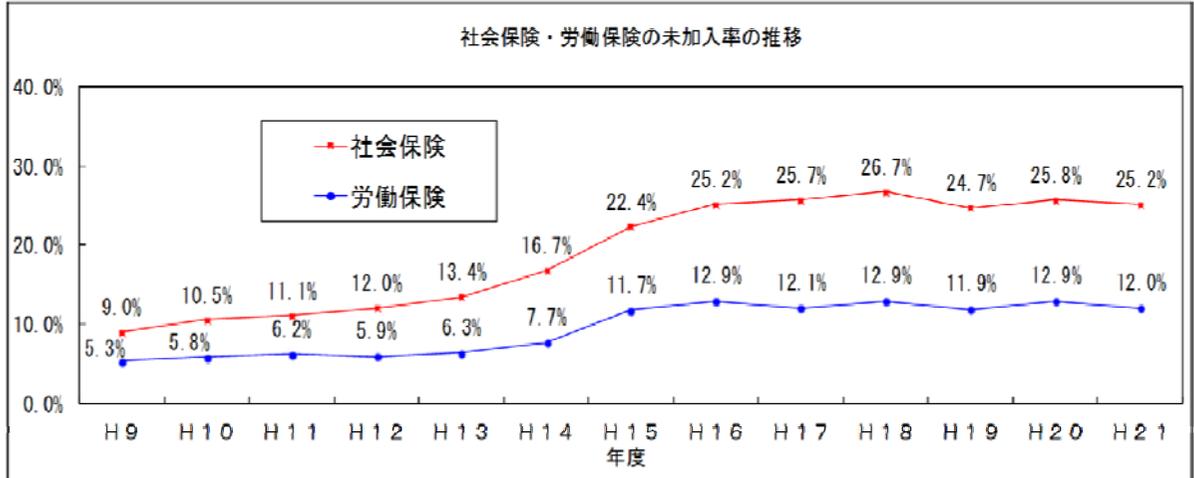
社会保険等未加入事業者に対する行政処分強化

中小零細事業者の増加に伴う競争の激化

↓

社会保険等未加入により、不適正に運送原価を引き下げる事業者が顕在化

不健全な競争状態の横行



※ 本表における未加入とは、適正化事業実施機関が巡回指導に入った際に把握した数

(平成16年8月 通報制度の導入)
社会保険等未加入の事実を把握した際、運輸支局から社会保険事務局、労働局に通報することとしたが、実効性に課題

【平成20年7月以後】 貨物自動車運送事業法に基づく措置の強化

新規事業者に対する対応

事業許可の基準及び条件に社会保険等への加入を追加

既存事業者に対する対応

事業法上の違反行為として運用

(法第25条 第2項)一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

行政処分の実施

→ 事業許可には社会保険等の加入が必要

→ 社会保険等に参加していなければ行政処分

平成21年度中における行政処分状況は、車両停止 105者(うち社会保険、労働保険ともに未加入 36者)、警告 259者(うち社会保険、労働保険ともに未加入 66者)